

議案第20号

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例（昭和48年小松島市条例第8号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例（昭和48年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その保護者に」を削る。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「監護する者」を「監護し、又は扶養する者」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 対象子どもに医療保険各法の規定による保険料又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を納付する義務がある場合その他市長が特に必要があると認める場合は、当該対象子どもを助成対象者とすることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。